

エボラ出血熱の感染が疑われる入国後の患者が見つかった場合の情報開示方法

1 公表時期

エボラ出血熱の感染が疑われる患者（以下「疑似症患者」という）が確認され、国立感染症研究所での検査を行うために、医療機関から血液等の検体を搬送する時点で公表する。

2 公表内容

- ①疑似症患者の年代
- ②性別
- ③居住都道府県/(旅行者の場合)国籍
- ④滞在した流行国名
- ⑤流行国での患者等との接触歴
- ⑥症状
- ⑦他の感染症(インフルエンザ、マラリア、ノロウイルス等)の罹患の有無
- ⑧疑似症患者が搬送された医療機関の所在都道府県
- ⑨流行国を出発した日
- ⑩発症した日

※ 国内二次感染例の発生時は、①～⑩のうち、該当する内容を公表する。

3 エボラ出血熱感染確定時の公表

国立感染症研究所での検査結果確定時に厚生労働省より検査結果を公表する。